

西条市農業委員会 平成29年度第5回総会 議事録

1. 日 時 平成29年8月7日(月) 午後2時00分から午後2時45分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.50%
推進委員 出席者 29名 欠席者 1名 出席率 96.67%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	12番	越智 兼正	22番 戸田 博明
	2番	明比 典正	13番	山田 好一	23番 真鍋 美鈴
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	24番 高橋 忠親
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一	
	7番	西原 昇	17番	青野 武	
	9番	長谷川 孝師	19番	玉井 一男	
	10番	一色 司	21番	玉井 明	

○欠席者氏名

3番 徳増 靖記 18番 佐伯 賢造 20番 佐伯 祐介

○推進委員出席者氏名

委 員	2番	石橋 和敏	12番	森田 忠茂	22番 佐伯 美一
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	23番 永井 正幸
	4番	高橋 豊重	14番	稲井 重弘	24番 石川 清幸
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	25番 渡部 靖
	6番	伊藤 龍二	16番	瀬良 隆彦	26番 越智 勝邦
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	27番 玉井 隆志
	8番	宮武 恭宏	18番	四之宮 明	28番 桑原 俊樹
	9番	岡本 省三	19番	真鍋 幸正	29番 曾我 敏数
	10番	安藤 英利	20番	高橋 正	30番 今井 文雄
	11番	栗田 房信	21番	高橋 寿夫	

○欠席者氏名

1番 渡辺 春正

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第6号 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による
「農地等の最適化の推進に関する指針」の決定について

報告事項 報告承認案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功 東予分室長 谷本 仁志

事務局次長 渡邊 賢一郎

事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成29年第5回総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加籐会長（渡邊会長職務代理者）がご挨拶を申し上げます。

【 会長挨拶 】

【 議長選出 】

議事に入ります前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書中の開催日を8月7日としているところですが、8月10日に訂正ください。

それから、議案書44ページの所有権の移転の内容の欄、移転時期のところですが、平成29年8月8日を平成29年8月10日に訂正願います。以上、よろしく願いいたします。

それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により会長が行うこととなっておりますので、加籐会長よろしく願います。

【 会長、議長席に着く 】（議長の名札を置く。）

それでは、議長を務めさせていただきます。

議 長

議事録署名人及び書記の指名

はじめに、議事録署名人の指名をいたします。

明比 典正 委員、 加藤 武司 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が3番 徳増靖記 委員、18番 佐伯賢造 委員、20番 佐伯祐介 委員から出ております。

また、推進委員、1番 渡辺春正 委員から出ておりますので、ご報告いたします。

書記については、事務局の井上、越 智の両君にお願いします。

それでは議事に入ります。

農地法第3条関係

●議案書 3 ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、議案内容を事務局から説明願います。

事務局

農業委員会事務局の渡邊です。よろしく申し上げます。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

1号は、〇〇氏が、〇〇氏 から、贈与 を受けようとする申請でございます。

2号 は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

3号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

4号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上4件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

以上、4件 提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員

1号 問題ありません。

2号 問題ありません。

3号 問題ありません。

4号 問題ありません。

議 長

他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上4件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

次に、5 ページ、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

それでは、ご説明申し上げます。

9号は、〇〇氏が、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

一体利用地の417㎡とは、後ほどご審議いただく、議案第3号の60号案件のことで、権利異動の有無により別々の申請となっております。

10号は、国安の〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

申請地には、既に物置が建設されており、その是正も兼ねた案件であるため、申請者には始末書を提出させた上で、今後、このような事のないよう、指導しております。

11号は、〇〇氏が、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上3件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、3件提案いたしますので、よろしくご審議お願いたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 9号 問題ありません。

10号 問題ありません。

11号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なしの声あり

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上3件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長 次に、7 ページ、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それではご説明申し上げます。

54号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

55号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

56号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

57号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

58号及び59号は、〇〇病院が、〇〇氏から賃借権設定を受け、さらに、〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

平成28年に露天資材置場として一時転用したため申請地は雑種地状態ですが、今回、〇〇病院が当該地を露天駐車場とするため、改めて許可申請が出されたものでございます。

60号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

61号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

62号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

申請地の一部は宅地化されておりその是正も兼ねた案件であるため、申請者には始末書を提出させた上で、今後、このような事のないよう、指導しております。

63号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

64号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

65号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

66号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、農地への進入路に転用しようとする申請でございます。

67号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

68号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

69号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場及び太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

70号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

71号は、〇〇氏が、〇〇氏 外〇名から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

72号は、〇〇氏が、〇〇外 〇名から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

73号は、〇〇会社が、〇〇氏 外〇名から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

74号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上21件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、21件提案いたしますので、よろしくご審議お願いたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いたします。

地区委員 54号から59号 問題ありません。
60号 問題ありません。
61号、62号 問題ありません。
63号 問題ありません。
64号 問題ありません。
65号 問題ありません。
66号、67号 問題ありません。

	<p>68号 問題ありません。</p> <p>69号、70号 問題ありません。</p> <p>71号から74号 問題ありません。</p>
議長	他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議長 議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上21件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p>
<p>農業振興地域整備計画変更関係について</p>	
議長	次に14ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>5号は、〇〇氏が、自己住宅を建設するため、申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。</p> <p>6号は、〇〇会社が、露天駐車場に転用するため、申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。</p> <p>5号、6号ともに申請地はいわゆる青地のため、まずは農業振興地域の整備に関する法律の手続きを完了したのちに、農地法の手続きに入るようになっております。</p> <p>以上2件、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	以上、2件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。
地区委員	<p>5号 問題ありません。</p> <p>6号 問題ありません。</p>
議長	他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、

議 長 以上 2 件、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画関係

次に 18 ページ、議案第 5 号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明願います。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件は満たしております。
詳細につきましては、議案書をご覧ください、ご審議願います。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、89 件、面積は、34 万 1 千 6 48.03 m²となっております。
また、所有権の移転 は、2 件、面積は、1,346 m²となっております。
以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。

議員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

指針の決定について

次に 45 ページ、議案第 6 号、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について、議案内容を事務局から説明願います。

事務局 それではご説明させていただきます。
第 1 の基本的な考え方でございますが、平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。
そのため、同法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用

事務局 の最適化」が一体的に進んでいくよう、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」定めるものです。

この指針は平成25年に策定された、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に合わせ、平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに、検証・見直しを行うものとさせていただけたらと考えております。

今後、皆様が活動されていく中で、気づかれた点、ご意見等がございましたら、事務局へお寄せいただき、そのご意見等を参考に、より良い指針へと見直ししてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして第2の具体的な目標と推進方法についてでございます。ここでは、「農地等の利用の最適化の推進」に向けて、大きく3つの目標を定めております。

1の遊休農地の発生防止と解消についてでございます。(1)の解消目標ですが、遊休農地面積56ha、遊休農地の割合を1%にすることを、目標とさせていただいております。

目標設定の考え方としましては、現在の遊休農地の割合、約2%を半数以下の1%にすることとして設定させていただいております。

続きまして、(2)具体的な推進方法でございます。従来から実施している農地パトロール及び所有者への意向調査はもとより、遊休農地になる恐れのある農地の早期発見に努め、指導、相談等を行ってまいります。

次のページに移りますが、委員の皆様の日常活動により、所有者や農地の現状把握を行っていただくとともに、担い手の掘り起しを図ってまいります。

また、再生困難な農地については、所有者への利用確認を行い、委員の皆様と協議の上、非農地判断を実施してまいります。

次に、2の担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。(1)の集積目標ですが、集積面積2,888ha、集積率50%とさせていただいております。

この目標は、市の定める「西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想」に基づき設定させていただいております。

続きまして、(2)の具体的な推進方法でございます。委員の皆様に仲介役となっていただき、農地集積事業の普及・促進に努めていただきますとともに、人・農地プランの作成や見直し時に、積極的に参画していただき、地域の担い手の掘り起しや、認定農業者の再認定への働きかけを強化し、出し手と受け手の意向を踏まえマッチングの推進を図っていくこととしております。

また、現在、設立を進めております、市委員会独自の「農地バン

事務局 「ク」により、新たなマッチングの機会を提供してまいりたいと考えております。

最後に3の新規参入の促進についてでございます。(1)新規参入の促進目標ですが、40経営体、40haとさせていただきます。

目標設定については、本年5月の総会時に承認いただいた活動計画での単年度目標である、年間4経営体、5haを引き続きの目標とし、継続することとして設定しております。

ページをめくっていただきまして、(2)の具体的な推進方法でございますが、市、県等の関係団体と連携し、農家相談会等による就農希望者への情報提供、補助制度の紹介等のサポート体制を整え、新規就農者の確保に努めてまいります。

また、委員の皆様の日常活動により、所有者や農地の現状把握を行っていただき、青年や、女性、法人等の新たな担い手の掘り起しを図っていくとともに、農地を持たない新規就農者に対しては、先ほど説明しました「農地バンク」を活用し、農地の紹介を行うなど、積極的なマッチングに努めていくこととしております。

以上、簡単ではございますが、指針策定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、今後の農業委員会の活動の指針いたします。

報告承認案件

次に、49ページ、報告承認案件について、事務局から報告願います。

事務局 平成29年6月16日から、平成29年7月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、14件、農地法施行規則第29条第1項にかかる農業用施設設置の届出を1件受理いたしました。

以上、報告を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。以上で、通知、届出等の報告を終わります。

その他諸般の報告案件

次に、54ページ、その他諸般の報告承認案件について、事務局から報告願います。

事務局 諸般の報告案件について、事務局から報告いたします。案件は、
●委員の担当区域について、●農地バンクについて、
●平成29年度 農地の利用意向調査について の3件です。

まず、1件目は、議案書の55ページにあります、「委員の担当区域について」です。

先の総会において、皆様の担当区域のご了解をいただきましたが、地域等の事情もあり、佐伯祐介 委員を、丹原町田野地区から、中川地区へと変更させていただきました。 よろしく願いいたします。

次に、「農地バンクについて」です。 現在、事務局では、農地バンクの設立、運営を検討しております。

一昨年度より、遊休農地の所有者に対し、アンケートを実施してまいりました。

その中で、中間管理機構ないしは農地利用集積円滑化団体である農協さんへ貸したいという要望が、少なからずあり、両団体へ、遊休農地の所有者を紹介、おつなぎしましたが、中間管理機構へは、基本、10年以上の貸借が条件ということや、農地を借りる者と所有者を一緒に申請という条件等があり、現制度では、遊休農地を解消するための受け皿がございません。

一方、地域では、所有者と借り手がともに高齢化し、もう耕作を続けられない。誰か外に、借りてくれる人、耕作してくれる方がいないだろうか、という相談が農業委員会事務局にありました。

また、都会に在住の方から、西条市出身の親族から西条市の農地を相続したが、

世話はできない。誰か、借り手か、買い手をとという相談もございました。別途、規模拡大や新規就農者の方から、どこか農地をとという相談も少なからずございます。

よって、農地と借り手、買い手をつなぐ一助にと、農地バンクの設立、運営を現在、事務局で検討しております。

内容につきましては、お手元にお配りしている「西条市農地バンクについて」の資料をご参照ください。

貸借、売買を希望される所有者の農地を、農地バンクに登録していただき、一方、経営規模の拡大及び新規就農者などの希望者については、農地バンクの利用の登録をしていただきます。

なお、農地バンクの農地を確認し、利用申請をしていただいても、結構ですが、これら出し手と受け手の要望が一致すれば、互いの住所、氏名及び電話番号を、農業委員会事務局が互いの方々へ通知し、両方で農地の貸し借り、売り買いについて交渉していただくこととなります。

話がまとまれば、農業委員会に対し、農業経営基盤強化法や農地法による農地の貸借、売買についての届出、申請をしていただくという制度、仕組みを考えております。

ご理解いただけますようお願いいたします。

来月の総会において、具体的な農地バンクの実施要綱をご検討、ご議決いただく予定でございますので、何かご意見、ご希望等ございましたら、農業委員会事務局へお申し出いただければ幸いです。

3件目は、「平成29年度の 農地利用状況調査について」です。

遊休農地の現況調査を、この9月6日から10月3日までに実施させていただければと考えております。

実施要領をお手元に配布させていただいておりますが、内容は昨年度と一緒でございます。

ただ今年度からは、農業委員さんと最適化推進委員さんとの共同作業となります。皆様には、後で説明させていただく、調査用の地図と調査台帳を手に、担当となった地域について、遊休農地の確認に回っていただくこととなります。ご多忙中、暑さも厳しいおり、恐縮ですが、よろしく申し上げます。

どのような調査をするかということですが、準備した地図により遊休農地を確認し、その確認日、判定区分、また、必要があれば、解消状態を 台帳に記入願います。

遊休農地の判定区分は、3つあります。お手元の資料2ページにありますとおり、遊休農地を、農地として再生可能な遊休農地と再生が困難な遊休農地に区別、判定します。

再生可能地は便宜上、数字の1とします。1の再生可能地は、要領にありますとおり、「抜根、整地、区画整理及び客土等によって通常の耕作が見込まれるもの」です。

再生困難地は数字の2とします。2の再生困難地は、「森林のようにになっているなど、農地に復元するのが大変 困難と見受けられる

事務局 | もの、又は、周囲の状況からその土地を農地として利用することができないと見受けられるもの」です。

周囲の状況からその土地を農地として利用することができないと見受けられる、とは、例えば、山の中の農地ではあり、途中、道などが山林化して進入困難であり、その農地も山林化していることが判断されるものです。

1の再生可能地と判定された農地、また、ごくまれに2の再生困難地と判定された農地の遊休状態が解消されている場合があります。その場合は、3 荒廃解消 と判定し、必ず解消区分も判断します。

解消区分には、営農を再開していればアルファベットのA、基盤整備が予定されていればB、除草などの 保全管理がなされていればCと判断します。

放棄区分が1又は2、再生可能地又は再生困難地との判断がなされれば、解消区分の判断は不要となります。

お手元の資料の 4 枚目をご参照ください。

調査台帳の ひな形 です。調査台帳は、昨年の調査を反映したものです。

左の欄から、校区、通し番号、大字、地番と順にありますが、この大字、地番、は、昨年度の農地利用調査において確認されたものです。続いて、地図番号、地目、青地か否か、面積と続き、昨年、8月に確認した農地の放棄区分、解消区分と続きます。

その後、平成29年度の確認日、放棄区分及び解消区分の欄が続いておりますが、この2つ、ないし3つの欄に今、説明した今年の判定区分を確認、ご記入願います。

また、この台帳にある地目が、田畑以外の土地は、農地ではないので、放棄区分の判定、記入は、必要ございません。

一番右の備考欄は、昨年度の調査、アンケートにともなう要望、聞き取り、農地の状況を参考に記載しております。あくまで昨年度の状況です。

今年度、新たに遊休農地を確認した場合は、資料の5枚目のひな形にあります、遊休農地の新規確認分の台帳へ、大字、地番、地図番号、平成29年度の確認日、放棄区分をご記入ください。

次に、地図であります、西条市を資料の6枚目の地図のように区切り、最後のページのような地図を、地域ごとに皆様にお渡しいたします。地図の色分けは、昨年度の調査結果を示しております。

数字の1の遊休農地のうち再生可能地を、地図では黄色。数字の2の再生困難地を、地図では赤色。数字の3の荒廃解消地は、紫で示しています。

事務局	<p>これら 地図 を参考に、台帳の 平成29年度確認日、放棄区分。農地の荒廃が解消していれば、解消区分を調査台帳にご記入ください。</p>
	<p>個別の資料は次の9月5日の総会でお渡しいたします。</p> <p>また、その総会終了後、具体的な地域の分担を、地域内の委員の皆さま同士でご協議、願います。</p> <p>雑駁な説明で恐縮ですが、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で、つごう3件の報告を終わります。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>無いようでございますので、以上で総会を閉じます。</p> <p>慎重審議、ありがとうございました。</p>
	<p>【議長、降壇】</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。最後に事務連絡をいたします。</p> <p>1. 委員研修について</p> <p>総会の案内通知に同封させていただきましたが、愛媛県農業会議主催の研修会が今月30日(水)午後1時から、西条市農協において開催されますので、ご出席くださいますようお願いいたします。未だ出欠の返事をいただいていない方はお帰りの際、事務局にお知らせ願います。</p> <p>それから、視察研修ですが1泊2日研修と1日研修を10月下旬から11月中旬の間で予定しています。この後、日程、研修先等について幹事会で協議し、来月の総会でお知らせいたします。</p> <p>2. 電話番号簿について</p> <p>事務局では委員の住所、氏名、固定電話番号及び携帯電話番号の一覧表を作成し、皆さんに配布したいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>それから、市が毎年作成しています統計手帳には、委員皆さんの氏名、住所、電話番号が掲載されますので、ご了承願います。</p> <p>また、市民の方からの問い合わせに対しても、基本的にお知らせしています。その場合は固定電話をお知らせしています。携帯電話のみの方はそれをお知らせします。なお、どうしても知らせないでほしい、あるいは掲載しないでほしいという方は申し出ください。</p> <p>3. 印鑑について</p> <p>新任の委員さんに申し上げます。</p>

先日提出いただきました印鑑ですが、任期中お預かりさせていただきますので、普段使用されるのであれば、別の印鑑に変更いただきたいと存じます。

以上で事務連絡を終わります。長時間、お疲れ様でした。気をつけてお帰りください。

この後、幹事会を開催いたしますので、幹事の方はお残り下さい。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について	原案承認

9. 閉会の日時

平成29年8月7日 午後2時45分